

【資料】

森禎二郎『官幣大社香椎宮追遠会上京日誌』翻刻(1)

石川 泰成

要約

明治三十一年十一月に香椎宮を天正年間以前の姿に復元しようと、地元住民を中心に追遠会なる組織が結成された。その復元事業の遂行のため追遠会は募金運動を全国展開する計画を立てた。追遠会幹事森禎二郎が上京し折衝することとなった。本日記はその二度に渉る上京期間の活動記録を後年まとめたもの。本書は、香椎宮史の近代史料として価値があると共に、仲哀天皇、神功皇后を祭神とする香椎宮の復興に、地元民間有志が自ら進んで運動を行う、近代日本の皇民化の一端を、つまり庶民が天皇と結びつくのに神社を媒介とした一例としての史料価値が高い。

Keyword: 香椎宮 追遠会 森禎二郎 藤金作 皇民化

緒言

本稿は、森禎二郎『官幣大社香椎宮追遠会上京日誌』（九州産業大学図書館所蔵）を翻刻したものである。著者である森禎二郎や追遠会についての解説は、次号翻刻末に記載している。

なお原書は、九州産業大学図書館デジタルアーカイブにより公開されているので法量・行数・字詰もこちらを参照されたい。

何力所かの難読箇所については、梅光学院大学田口寛先生にお力添え頂き翻訳することができた。茲に記して感謝申し上げます。なお

本稿の翻刻の誤字は総て石川の責任である。

凡例

- 一、原文は漢字（旧漢字）、平仮名（変体仮名）、カタカナを交えた文章であるが、今回、翻刻に際し、電報、申請文、公文書を除いて、常用漢字、現代常用の平仮名文にした。その際、濁音に当たる箇所は現代標記に準じた。
- 一、原文には句読点は附されていないが、本稿では通読の便に供するため、一応の句読点等を付している。
- 一、脱字、誤記などは（ ）に入れて示している。一読意味が了解できるものについては傍注に「ママ」とした。
- 一、解説できなかつた箇所については□で文字数分を示した。
- 一、合字、繰り返し記号の類は、「廿、卅」を除き、ひらがなに開いた。
- 一、罫格・空格（敬意を示すための空き）などは、なるだけ原文の通りとしたが、重要でないものについては字詰め処理を行っている。
- 一、本文注の割注、二分ち書きは、（ ）に入れて表記している。
- 一、著者自ら本文を訂正した箇所は、訂正後のものに従った。その

個所については一々注記していない。

一、欄外の補記の類については、その該当日の最後に「欄外書」として翻刻した。

一、原書は和綴じであるため、その丁数と表裏を（1丁表）、（1丁裏）のように本文中に挿入して所在を示している。

（表紙・題箋）

官幣大社香椎宮追遠会上京日誌 全

（1丁表）

第一回上京 日誌

上京委員 幹事 森 禎二郎

明治三十一年十一月廿九日 晴天

余上京に際し、田代百太郎も立花山下戻請願に関し、運動の為上京する事とし、一同、本日午前十一時、香椎停車場に到りたるに、両名に対し見送として、来場の諸氏左の如し。

宮司中島博光 秦 省三 石川 清次 石川勘次 吉村甚平

西尾正右エ門 森 藤右エ門 中村安太郎 藤野八郎 森 与三

桜井清一郎 西尾勇吉 森 三郎 天野久兵衛 中尾甚作

田代豊太郎 中尾与八郎 堀 惣平 田代春次郎 田代米吉

田代 藤六 榎 藤三郎 外北部村長有志者

右、諸氏に送られ、午後十二時二分、茲を發車し、両名とも東京は

初旅行の事故、種々行程等雑話しつつ、午後四時、門司へ着車し、大阪直航汽船出（二丁裏）港時間を問ひしに、午後十時との事故、石田旅館に就き、待合中、左に打電す。

イマシヤウセン一ジツニツク モジヨリタシロ コビキテウトウ
キンサク

午後八時、汽船太田川丸へ乗込み、午後十時、出港す。本船二等室乗客（予等とも）惣員十八名。直に寝に就きたり。

同年十一月三十日 晴天

乗船後安眠し、風と眼を覚まし、見れば夜も既に明渡りたる故、甲板に上り、朝景色雲にぞまがう遠地の山、近地の島山、海原に霧立さまを見渡す心も晴るる眺なり。海を眼下に見下せば、波跳立る火車の船の進むも心地よし。

各地の景色等を見てものせし腰折等は、茲に省略す。

午後六時、神戸港に着し、同七時十分、茲を發し、午後九時、大阪川口に着船上陸し、梅田駅に到り、新橋迄の切符を求め、午後十一時五分、茲を發車す。

（2丁表）

同年十二月一日 曇

汽車中記事は、茲に略す。午後十一時^{アキマ}分、新橋着車し、芝区烏森町四番北筑波館柴田マス方に止宿し、直に藤、多田両代議士、渡辺、檀氏へ、今着京の旨電話せしに、渡辺氏よりの返話に、御疲れならんも只今何度と。間もなく同氏来訪、談話の後、出立せられた

り。左に通信す。

葉書五個 森、田代より 自宅及追遠会其他宛

同年十二月 二日 雨天

午前八時十分、宿を立出て、田代一同、芝区南佐久間町信濃屋に到り、多田氏を訪問し、直に京橋区木挽町二丁目十三番地江川文吉方へ到り、渡辺氏に就き諸事打合をなしたり。

午後五時より新井真道、松井武節、宮城弁護士、渡辺、檀、予等立会し、山林の件に付交渉をなし、午後十時五分散会し、予等は茲に止宿す。

（2丁裏）

同年十二月三日 雨天

午前五時に起出て、三名一同、山林の調査をなし、右結了し、朝飯后、予、田代、新郎三名一同、芝公園第二第七号新井氏訪問し、予は筑波館に帰宿。左に通信す。

打電壹個 田代、森より 長澤氏宛 葉書三 同上より 中村

阿部 中尾 三氏宛

信濃屋多田氏より、只今来館を待つとの電話に接し、予等一同、信濃屋に到り、多田、征矢野両氏に就き、追遠会総裁会長推挙の件及頃日一問題たる増税の件は、非増税説を主張し帰宿せしに、藤氏よりの電話に接し、再び宿を立出たり。

木挽町江川に到り、藤氏に就き総裁会長推挙の事を依頼せしに、同氏の話しに、曾て委託の都合もあり、黒田侯爵を総裁に推戴致度旨

再三相談せしも、^{ママ}報 国会云々を以て拒絶せられ、他へ適當の人

物心付す。君等に於て見付ある哉との事に、予は風と心付たる事あり、其は（3丁表）兼て 香椎宮へ和歌を献詠し、綾杉を申受られ

し事ありし渡辺男爵は、敬神の聞もあり、殊に福岡県知事たりし縁故もあれば、同氏を会長に推挙しては如何あらんと申出たるに、藤氏も手を打ち、最も適當の人に思付れたり、予も其内依頼す（べ脱？）きも君等は、明日同男爵を訪ひ、相談し置れたしと。夫れより酒肴の饗応あり。午後十時廿分、茲を辞し帰宿なしたり。

同年十二月四日 晴天

午前九時、予、田代一同宿を立出て、麻布区霞町二番地、男爵渡辺清氏を訪問し、男爵と会見し、香椎宮追遠会創立以来の経歴を陳述し、閣下をして本会々々に推戴せん事希望の旨懇請せしに、男爵の答に、香椎宮追遠会の趣旨は、予も大に賛成せしも、会長たる縁故もなき故、黒田侯爵、最も適當の人なれば、相談ありたしとの事故もとより本会の希望する処なるも、^{ママ}報 国会云々にて之を拒絶せら（3丁裏）れたる故、強て閣下の認諾を蒙り度旨を懇請し、再会を約し、同邸を辞し、帰路赤坂なる黒田侯爵を伺ひしも他出との事故、名刺差出帰宿し、左に通信す。

打電二個 田代、秦二郎宛 同 一個森より 長澤宛

藤氏の電話に接し、京橋区日吉町九州倶楽部に到り、同氏と打合後、氏の案内にて各室を一覧し、食堂にて休憩せし折、藤氏の話しに、此倶楽部建設は予等発起し、兎や角成功せしも、参千余円金員に不

足し居れば、目下募集中なりとの話を聞有たる折、田代代議士及津人等来加談話後、予等は名物の鰻飯を喫し、藤氏一同、茲を立出て、芝公園憲政党本部に到り、多田、藤両氏の紹介により、総理板垣伯爵に面会し、追遠会事業に關し親しく懇話し、此室を出て代議士控所に到り、片岡、議長星亨両氏外六十八名の代議士に面会せし折、星氏は予等に向ひ、新聞紙上にては衆議院議長等は最も英雄らしく見られんも御覽の如き一書生に過（4丁表）ぎざるとの雑話中、開会時刻を報じたる故、茲を辞し、帰宿なしたり。

午後三時廿分より始めて、田代一同、芝口に出て、銀座通り其外散歩なしたり。

同年十二月五日 晴天

午前八時、田代は南大工町、山本五朔氏を訪問の為宿を出立す。同九時、予は宿を立出て、牛込区市ヶ谷仲ノ町五拾番地親族権藤久宜を訪問せしに、勤務中に付、竹子と雑談中、久宜へも帰宿せし故、追遠会賛助の事等相談し、午後七時十分、茲を辞し帰宿なしたり（り 誤？）田代は各所訪問し、午後六時、帰宿せり。藤氏へ電話し、明六日議院傍聴券交付せられたしと申越たり。

同年十二月六日 雨天

衆議院傍聴券二枚、藤氏より送付し来りたるも、田代差支の為、本日出院を見合、予は左に通信す。

葉書一個 森より 中島宮司宛 第一種一個 森より 自宅宛て

（4丁裏）

予は着京の日、安摩にマントを盗取られたる事、本日発頭せし故、其旨警察へ届出たり。藤氏来訪ありし故、渡辺男爵の交渉を依頼し、同氏は憲政党本部へ向出立せらる。

午後一時、渡辺新二郎氏来訪に付、同氏の案内にて市内散歩する事となし、宿を立出て、西の久保通り葵町より芝公園に到り、増上寺に参拝し、神明前揚弓店に遊び、夫より愛宕に参詣し、石段を数へて登たるに、其数八十七階段なり。是より市街の眺望をなし□て山を下り、午後六時過帰宿す。

〔欄外書〕

「澄登氏の話しに、当黒田家は毎金曜日を以て顧問役会を開き、役を此会の決議により論ギせらるるあり。然るに顧問の頭取とも云ふべき小松君（大宰府人）、昔公祭の会長に仰がんとの下心あれば、他の会の役員は、小松氏拒絶することならんと云々と。運動する不可能なることを望候し」

同年十二月七日 晴天

午前七時、予は宿を立出て、急行人力車にて赤坂靈南阪（筑前人、宮内侍従、親族）原恒太郎氏を訪問し、総裁推挙の件に付、種々打合帰宿せしに、渡辺新二郎君来訪、同人の案内にて、市内名所散策する事とし、三名一同宿を立出たり。

（5丁表）

各所見物の記事は、茲に省略す。

同年十二月八日 晴天

田代は、第三銀行に向けて宿を立出たり。木下美重氏来訪、社用の為め上京し来りたりと。依て総裁会長推挙運動の結果を報じ、将来の方針等打合、一酌を汲つつありしに、田代も一応帰宿し、憲政本党へ向け再び立出たり折節、渡辺新即も来加せし故、三名一同、宿を立出て芝浜館に到り、渡辺、檀と種々談話し、木下君は麴町区飯田町飯田館へ立帰り、予、檀新郎の三名は、茲を立出て、芝泉岳寺に到り、四十七士の墓所詣で、夫より寺の裏門通り、山路を越え各所見物せんと行がかりたるに、風と檀君腹痛により散歩を見合、兩名は芝浜館に、予は烏森へ帰宿なしたり。

同年十二月九日 曇

予は左に通信す。第一種二個 森より 長沢氏及自宅宛

（5丁裏）

午前九時、予、田代一同、宿を立出て、麻布一本松町、安場男爵及小石川岩村男爵を訪問せしに、折悪敷両男爵とも他出にて面会し能はず、空敷帰宿なしたり。

渡辺新即来訪、談話中降雨となりし故、本日は運動を止め、予は日誌を記載なしたり。

同年十二月十日 晴天

午前八時三十分、木下美重氏来訪、会長推挙に関し打合、間もなく立出てられたり。

引違ひ藤氏来訪あり。氏の意見として渡辺、岩村、安場の三男爵を招待し、会見の上、其内の壱名を会長に挙るか、或は他へ尽力を依

託する歟、兎に角招待を急がれたしとの事に、予は之に答へ、右三男爵招待し会長就職を相談するも、容易に承諾せられざる而已ならず、三名会見ならず、互いに譲歩遠慮ありて、却て不纏ならん歟、然るに昨夜（6丁表）当館へ、宮崎宮大祭会の会員両、三名止宿せし事を聞たる故、面会せんとする際、同人等の話を襖越に洩れ聞きたるに、同会は国庫補助御下賜の事を議会へ請願せしに、既に貴族院通過せし模様を伝知せし故、香椎宮追遠会も運動の方針を変更し、宮崎宮同様、国庫補助請願しては如何やと相談せしに、藤氏も国庫補助請願に付ては、充分熟考し置くべし。左様の考ならば、三氏の招待は当分見合られたし。亦、本日は、憲政党本部より伊藤侯爵其他招待会の筈故、午後三時より帝国ホテルに來会ありたしとの事に、本部へ向け立出らる。午後二時四十分、田代一同、宿を立出て散歩しつつ、日比谷に到り、帝国ホテルに待合中、藤氏も來車し、氏の紹介により入場せしに、開会には間合ありし故、氏の案内にて各室無洩一覽し終り、会場へ臨みたるに、追々各大臣、警視総官、憲政党総理板垣伯爵、伊藤侯爵、代議士、同党员、貴顕伸士等、無慮二百八十余名來集せらる。其況景は十一日、（6丁裏）時事新報、第五千四百号、伊藤侯招待会と題したる記事左に。

帝国ホテルに於ける憲政党の談話会は、昨日午後三時半より催され、來会者は伊藤侯を初め、山県総理、西郷、樺山、松方、桂、清浦、芳川各大臣、大浦警視総官、高島伊東諸氏及代議士、前代議士一部の党员併無慮二百八十余名にして、一同堂に起立し、伊

藤侯は各大臣及黨員に擁^{ヨウ}られ入場し来り。板垣伯先づ一応の挨拶を述べ、次に伊藤侯は、正面に起て一時間余の長演説をなしたり云々。

伊藤侯の演説終て、星氏壇に登り、諸氏の労を慰する為め、簾酒を献たしと挨拶と同時に、傍らの幕を引ける。西洋酒全料理山の如く積立て、随意之を取出し立食しつつ雑話の声高し。予等は西郷、樺山、山県諸氏のむれに混じ饗応に預て、午後六時十分、散会、帰宿なしたり。

本日、通信発着左に。書留壹個 第一種三個 右到者

(7丁表)

葉書壹個 発信

芝浜館、渡辺氏よりの電話に接し、田代一同々館に到り、山林の件に付、四名来集交渉をなし帰宿す。

同年十二月十一日 晴天

予は、左通信す。 第一種二個 秦省三、木下美重各別宛

渡辺、檀氏来訪、予、田代、三名一同、芝公園内新井氏方に到り談話中、岩沢仲通なる人、予等を訪来りし故、面会せしに、増税問題に關し、多田代議士党議反対〇説を、予等より政府按賛成に勧誘方依頼により、程能く答へたるに、同人出立す。後、山林事件に關し、諸氏と打合、新井、渡辺、田代は南大工町宮城方へ向け出立、予は帰宿す。

〔欄外書〕

〇せられ、其為め、或は議會、宮殿不幸に立至らん歟、同氏へ対し賛否勧誘する者は、卿等の外他に適人者なしと聞く。依て政府按に賛成ならんこと希望云々との事故、

同年十二月十二日 晴天

田代は、木挽町、藤氏を訪問に、予は佐久間町、多田氏訪問に、一同宿を立出で、予は多田氏と打合、帰宿し居たるに、午後三時、田代よりの(7丁裏)電話に、京橋区宗十郎町、松野屋迄直に來車あれと。依て同亭に到り、山林事件に關し交渉し、予は田代に分れ、麹町飯田館に到り、木下氏を訪ひしに他出に付、帰宿せしに、木下君は、予等を訪問に、双方行き違ひたる、遺憾なりとす。

同年十二月十三日 雨天

地租増徴按に關し、政府は素より、代議士地方よりは運動委員上京等、何れも昼夜の別なく賛否運動烈敷、予等が推挙する総裁会長は素より、国庫補助請願等相談するも、之等に耳を傾る者なく、殆ん当惑し、本日の運動を見合たり。

本日、平岡氏書生(予の親族なり)戸次讓吉及渡辺檀、新井真道の三氏来訪す。

通信発着左に。 着信二個 発信一平岡浩太郎氏宛

同年十二月十四日 晴天

田代は、藤氏の宿へ向け立出たり。予は左に通信す。

(8丁表)

発信二個 秦省三、中村安太郎各別宛

田代は、一応帰宿し、再び宮城氏方へ向け立出たり。

予は、麻布安場氏方へ電話したるに他出なりと。午後、平岡氏方戸次よりの電話に、今夕来訪あれば、主人浩太郎在宿なりと心付なりしも、遠路故、明朝伺ふべき旨を答置たり。

同年十二月十五日 晴天

午前六時廿分、田代一同、鼻挽人力にて、麴町紀尾井町、平岡浩太郎氏方に到り、同氏へ会见し、追遠会創立以来の経歴を縷陳し、閣下、会長を受られ、皇神の為め尽力せられん事を懇請せしに、予算は何程なるやとの間に、凡四万円なりと答へたるに、同氏の話しに、四万円とは何分巨額の設計なり。壹万円内外なれば、予引受成功を期すべきも、何万円と云ふ多額に至ては、予の如き多忙なる者、其責任を全ふし得べき業にあらず。故に他へ適當の人を選定せられたし。併（8丁裏）追遠会の為には応分尽力すべしとの事故、予等は尚国庫補助請をすべき筈に付、其際は充分尽力せられん事を懇請し、爰を辞し、帰宿なしたり。

発信二個 長沢、安武、各別宛 打電一 秦省三宛

予は、為替金受取の為、三田郵便局に到り、金員受領し、芝浜館に立寄、渡辺氏と談話し帰宿す。後ち藤氏へ電話し、傍聴券を請求なしたり。

同年十二月十六日 晴天 議院傍聴

田代は、山林の件に付宿を立出たり。予は、京橋木挽町一丁目、議員大三輪長兵衛氏を訪問せしに、未だ帰坂中、不在なる故、帰宿

せしに、藤氏来訪に付、補助請願の相談せしに、氏の話しに、或る人へ打合たるに、斯ては日本全国に類例を及ぼさんと、如何のものなるやとの事に、予其は歴史を見ざる人の説ならん。香椎宮は伊勢大廟、熱田神宮に並ぐ大廟なれば、類例の普及すべき謂所なし、と答たるに、同氏も大に○る処あるもの如し。尚考置べしと。傍聴券に名刺を取出し、序に貴族院縦覧あるべしと立出らる。

（9丁表）

渡辺新朗来訪せし故、田代の傍聴券を残し、新郎一同、議院に到り、傍聴人出入門より入院し、控所に時刻を待合、午後一時を報じ、守衛の案内にて一同、傍聴席に就きたり。当日議事の況景は、傍聴筆記、時々新報第五千四号（十二月十七日）記事は、茲に省略す。日程二三議事未だ了らざるも、渡辺一同退院し、貴族院受付に到り、藤氏の名刺を守衛長に差出、院内観覧致度旨申入れたるに、間もなく守衛出で来り、予等を案内し、院内各室洩なく案内し、叮嚀に説明せらる。茲觀了て退院。午後四時五分帰宿せしに、檀氏来訪、田代も帰宿なしたり。

着信書留一個 長沢より森宛 発信一個 森より自宅宛

同年十二月十七日 晴天

予は、霞町渡辺男爵を訪問せしも、他出にて面会し能はず、空しく帰宿なしたり。田代も山林の件にて他出し、予に少し後れて帰宿せ（9丁裏）し故、追遠会運動方針を打合たるに、地租増徴問題結了せざれば何事も成し能はず、故に暫時運動を中止し、藤、多田両

代議士、其他へ依託し、一先づ帰省する事に協議決定なしたり。

午後三時、或省書記官二名来訪、両氏の問ひに、卿等は、香椎宮追遠会の要件而已なる哉、將た増税按に関し、委員等兼用上京せられしやとの事に、予等は追遠会の外他事なし、併個人としては議按に関し或議員に所見を述べたる事あり、と答たるに、両士は言葉を改め、此増徴問題は、既に憲政党の党議として政府按に賛成せし事は御了知ならん。然るに或る一部の議員、党議に反対せし故、二十余名之に賛同し、其為議會々散の不幸を見るに至らん歟。聞処によれば卿等の外該議員を勧誘する者なしと。目下国務多事の今日、政党或は選挙区民の感情に泥み、国家財政の整理危急を顧みざるは大に誤れり。宜しく今日財政を考慮し、本按に賛成せられん事を望む。或る議員勧誘せ（10丁表）らるる於ては、予等亦、卿等請願に対し賛助尽力する処あるべし、との相談なりしも、田代は一言に之を拒絶せしを、予は田代を説き、多田君党議に服せしむる事に尽力し置く時は後日我等の事業に賛助せしむる事あらんと相談せしに、田代も之に従ひたる故、両士の依頼を諾し後はすべき旨を答へ、親睦の為、両士一同或る待合に到り、一宴を催したり。後国庫補助請願に関し、両士大に尽力する処ありたり。

着信三個 長沢、田代、秦二郎より森宛

同年十二月十八日 晴天

田代一同、木挽町藤氏を訪ひしも、他出に付、一応帰宿し、再び宿を立出て、各所を訪問し、午後八時十分帰宿す。

同年十二月十九日 晴天

田代は、多田氏を訪問に立出たり。予は、藤氏を訪ひ、一応帰省致度、就て補助請願の件、時宜来らば、御通知せられん事を依頼し、爰より（10丁裏）麴町飯田館に到り、木下氏を訪ひしも他出に付、牛込区市ヶ谷仲の町、権藤久宜氏を訪ひ、同家にて昼飯の饗応を受け、夫より紀尾井町、平岡氏を訪ひしも他出に付、直に霞町、渡辺男を訪ひ、一先帰省云々帰宿せしに、木下氏来訪、予等の帰りを待合たりと。依て本会の運動を当分中止し、一先帰省し、時宜を得、再度上京せん事を話したるに、同氏は頻りに継続運動せられたしと留めらるるも、費用の点如何ともながたく、互に一酌を汲みつつ、再度上京を期し、同氏立出後、田代帰宿す。

予、田代一同、多田氏を佐久間町に訪問し、追遠会の運動当分中止すべき事、及び増税按は（小 脱？）生等断念せり。依て貴下も党議に服せられたしと述、告別の意を表し、帰宿なしたり。

着信一個 発信七個 各所宛

同年十二月廿日 晴天

午前六時廿分、新橋発に乗車せんと筑波館を立出たるに、手代青木〔欄外書〕

「予は同君へ（？）相談する」

（11丁表）久吉及下婢等停車場に見送り来り。茲には藤氏の書生、其他五六名見送に出場せらる。予等は諸氏に挨拶し、乗車せしに、青木他二名は品川迄見送り来り、同所にて送別せり。

汽車旅行日誌は、茲に省略す。

同年十二月廿五日 晴天

午前九時五十分、門司を發車し、正午十二時、香椎駅に着し下車せしに、左の諸氏、予等を出迎れたり。

宮司中島博光 主典本郷 豊 吉村甚平 秦省三 阿部成基

藤野小四郎 森 藤右エ門 森与三 石川清次 石川勘次

西尾正右エ門 田代 藤六 田代米吉 田代文太郎 田代岩吉

桜井清一郎 中村安太郎 以上 外役場員其他

〔欄外書〕

同日は浜松へ、下車、花屋惣助宿。

廿一日は、浜松ヲ發、伊勢山田高千穂館北村甚蔵宿へ（？）止す。

廿二日、午前五時に人力にて大神宮内宮外宮に参拝し、（午 脱？）

前八（九？）時四十分、山田を發し、午後

四時五十分綱（綱の誤字？）島に下車し、西区土佐堀四丁目難波館

藤岡福平宿に止宿す。

廿三日、午後二時十分、汽船佐賀丸に乗船す

廿四日午（後 脱？）七時、門司に着港、花田屋に投止す。

廿五日、午前九時五十分茲を發車ある。

（11丁裏 裏白）

〔欄外補記〕

「宮司の適任者を選ばざれば、成功を期しかたか故、」

（12丁表）

予、追遠会事業成否の如何を熟考するに、本会の企望計画の目的を成功せしめんと欲せば、主任たる宮司の適任者を得ざれば其功なく、故に木下美重君は、従来本宮へ奉仕せし神職の家筋なる而已ならず、現に本宮禰宜奉職しつつあれば、同人を宮司に任用せらるるに於ては、本村居住の者故、誠実徳義を重じ奉仕せられん事を信じ、多田、藤両代議士より其筋へ申請方尽力を懇請せんと、田代、真田両村長に相談せしに、両君も之を賛成せし故、予は左の請願書を認め、三名連署し、本日、書留郵便を以て發送なしたり。

〔欄外書〕

「之れが主任たる宮司は、責任を負ひ、苦心慘憺を能く忍耐以て事に當るべきは、然らざれば成功を期し難く、然るに係る重任を全ふする適當の宮司を得ること」

香椎宮々司任用の件に付懇願

官幣大社香椎宮は、御承知の如く、天正年間、社殿悉皆兵焚に罹り、後再建せられたるも、其規模至て経少（狭小？）にして、郷村社と比を同じくせらる（12丁裏）る悲況に陥らせ給ひ、神州守護の大廟も自然尊崇の意を怠り、神功皇后の御威徳を知らざる無きも、香椎宮の御來歴を識るもの稀なるに至らしめたるは、畢竟社殿の経少^マなる^マと併て、奉仕せし神職の不注意に起因するものと信ぜらる。就て今般追遠会なるものを創立し、大に面目を回復せんと欲す。然

れども該事業の目的を達せんには、之れが主任たる宮司の適任者最も必要なるに反し、信賴すべき宮司其人を得ず。就て木下美重は、従来本宮神職奉仕せし家筋の者にして、現に本宮禰宜を奉仕し、本村居住の者故、同人を宮司に任用あらば、誠実徳義を重じ奉職するものと信ず。左すれば、追遠会企図計画も或は成功し得るに至らんと、愚考罷在候。然るに其筋の内規に禰宜より官幣大社宮司へ昇任せられざるやの趣、果たして然らば或社の宮司へ任用の上、香椎宮へ転任候様、閣下方より其筋へ陳情の上、氏子人民及追遠会発起人の願意御（13丁表）許容相成候様、御尽力の程、伏て懇願の至に堪ず候。此段、氏子人民を代表懇請仕候也。

福岡県糟屋郡香椎村々村長

明治三十一年十一月廿三日 氏子人民 追遠会 総代

田代百太郎

同県 同郡多々良村々長

同上 総代 真田 文吉

同県 同郡 香椎村

同上 総代 森 禎二郎

衆議院議員 多田作兵衛殿

同 藤 金 作殿

（13丁裏 裏白）

（14丁表）

第一回上京運動の結果、藤代議士よりの通信左に。

拝啓寒氣の候、各位倍御清榮奉候、賀候、陳は今般、香椎宮追遠会に付、総裁会長推進の爲にて御上京相成候処、時期悪敷不運にて如何にも残念に奉存候処、今夕九州俱樂部にて渡辺男爵より小生へ内示する処あり。宮崎県より 神武天皇御降誕祭に、国庫補助請願する処あり。香椎宮に於ても千七百年祭に相当し、外国に御出征皇国の国威を万世に輝し給ひし御威徳あれば、此際衆議院よりは貴下建議あれ、貴族院よりは余と黒田侯爵にも示談して建議せん、との注意有之候。実に小生も大賛成、進て建議可致決心致候。然るときは宮崎に幾分補助あれば、香椎宮にも多少国庫の補助を受け得らるべく、依て充分なる御理由を署し、且つ建議按等も木下に為書御發送あれば、一月十六日迄に成規の賛（14丁裏）成者を需め、建議可致候。尅万円以上三万円位は可相運に付、設計等は充分に調整相成度、且つ氏子別よりも請願書に調印し、貴衆両院議長に差出候様、取急ぎ御心配相成度候。小生も一度、一月休会の間、帰県の筈（？）なれども、右等の事に尽力する時は、帰県を見合ても宜敷、何分此時期を失せず御運動被成度候。不影氣の場合、民間の寄附は中々六ヶ敷、此建議を以て国庫の支出の上策より手段無之、此段及御照会候也。

明治三十一年十二月廿六日夕

藤 金 作

田代百太郎殿

森 禎二郎殿

真田 文吉殿

尚々建議者より演説の筈に付、草稿も精々注意、木下に御談可
被成候。且亦一月十三四日迄に老人御上京相成度候。

（15丁表）

〔朱書き付記 元の文章〕

付記 香椎宮は、御産物等も少なく、殊に追遠会創立し、屢宮
司更迭ありては御社の不為に付、木下美重を本宮々に任用方
尽力云々、多田、藤両氏宛、氏子人民総代として田代百太郎、
真田文吉両村長、森禎二郎の三名より、懇請書差出置きたる故、
本文照会に真田君を加へられたるものと察せらる。

〔朱書き付記墨消し 訂正文〕

付記 木下美重君を本宮宮司に任用方尽力御願書に、田代、森、
真田の三名より、多田、藤両代議士宛差出置たる故、本文照会
書に真田君を加へられたるものと察せらる。

神武天皇御降誕大祭に付、国庫補助建議按老部添付

昨日、御通信候、香椎宮国庫補助建議の参考として、別写并
に提出用紙をも差送候間、速に調整發送可被成候。言ば宮崎県
の附張りに有之候。幸いに両院通過すれば、政府は設計と予算
に準じ、補助の額を調査して、追加予算を以て議会に提出する

様、運動の必要も有之候。

十二月二十七日

藤 金 作

（15丁裏）

田代百太郎殿 外御中

拝啓、陳は兼て御依頼に相成候。香椎宮追遠会の副会長を貝
島に依頼の件は、先達鉦業組合の決議にて、今後寄附金の勧誘
を一切禁止する事に相成、曾て九州倶楽部への寄附金尽力、同
氏引受に相成候得共、他人の勧誘は前段の決に拠り断来候。一
個人限りは別段に御座候。就て右依頼書の義、差扣申候云々。

十二月二十八日

藤金作

田代百太郎殿外御中

（16丁表）

第二回上京 日誌 上京委員左に。

官幣大社香椎宮 宮司従七位 中島博光

官幣大社香椎宮追遠会幹事 森 禎二郎

同 箱田与三郎

明治三十二年一月十二日 雨天

中島博光、森禎二郎、箱田与三郎は共に旅装を整ひ、停車場に立出
たるに、見送として左に來集せらる。

木下美重 秦 省三 藤野小四郎 西尾正右エ門 御田範広

本郷 豊 田代百太郎 西尾勇吉 埴村龍二郎 森 三郎

吉村甚平 天野久兵衛 中村安太郎 桜井清一郎 関 元吉

森藤右工門 藤野権太郎 後藤仙太郎 後藤市作 讓原清吉

讓原甚五郎 箱田与八郎 以上

〔欄外書〕

「上京運動員、前夜迄に決定せし故、俄に旅装を整ひ、」

(16丁裏)

予等は、見送の人々へ一礼なし、午前五十分茲を發車す。

汽車旅行日記必要なきにより、之を省略す。

同年一月十三日 晴天

午前三時廿分、徳山港に上陸し、停車場一ニ等待合室にて風と多田代議士と出會し（氏は休會中帰省上京の際なりと）、午前五時、茲を發車し、同九時、氏の乗車せらるる一等室に到り、国庫補助請願運動の爲上京しつる事を話し、諸事御尽力煩度と述たるに、同氏の答に、補助請願は充分熟考すべき事なりと、二時間余談話し、自室に帰り、何れも疲労せし故、京都止宿なしたり。

同年一月十四日 雪

午前八時五十分、京都を發車し、午後十一時、新橋に着車し、芝口三丁目三番地、紀伊国屋新井太助方へ止宿し、直に藤氏へ着京せし旨電話し、左に通信す。

発信葉書五個 三名より 社務所外各所宛

(17丁表)

同年一月十五日 晴天

午前八時卅分、一同木挽町に到り、藤氏へ面會し、種々運動の方針等打合をなし、一応帰宿し、再び宿を立出て、車を連ね、霞町に到り、渡辺男爵に面會し打合後、同男爵は尠しく憂慮の体にて、過日、黒田侯爵へ相談せしに、賛成は無論の事なるも、提出者は他へ相談せられたしと拒絶せられ、予名の提出なれば、若し通過の見込なきときは、本按提出せざる覚悟云々の話しを聞き、失望せしも、再會を約し同邸を辞し、中島は友人の許を訪はんと、茲にて別れ、予、箱田は、佐久間町、多田氏の宿に車を飛したり。

信濃屋に到り、多田氏へ面會せしに、同氏の話しに、汽車中にて森氏より御趣旨は詳細承知せしも、国庫の補助を仰ぐ事は、随分難問題なりと信ず。如何となれば、日本全国官国幣社に類例を恐れ、容易に通過し難からん。併し藤君とも打合すべしとの事に、予は之に答へ、(17丁裏) 一応尤の説なるも、伊勢大廟、熱田宮、宇佐宮の外、香椎宮に亞ぐ大社なく、然らば類例説の起るべき謂れなし。若類例説の起らば、国費の許す限り補助せられ度と述たるに、氏も尚充分講究し置くべしとの事故、帰宿なしたり。

昼飯後、中島も帰宿し、間もなく藤氏來訪に付、諸事打合、氏は立出る。本日左に通信す。

発信三個 森箱田より 木下、西尾外宛 打電一個 同上より 田代宛

同年一月十六日 晴天

中島は、三田の井上角五郎に電話せしに他出中との事故、引直し千家尊福氏（東京府知事）を伺ひたるに、午前十時迄は在宿との返話に接し、中島は立出たり。

藤氏の電話に、議院一覧表入用との事故、持せつかはしたるに行違同氏来訪。請願書々式調査の為、正午十二時、議院に來られたしと立（18丁表）出らる。

予、箱田は、時刻に議院に到り、藤氏へ面会し、箱田は傍聴する事とし、通用門に向ふ。予は藤氏の案内にて、院内書記官室に到り、宮崎宮其他請願書の体裁を一見し、必要の部を謄写し退院、帰宿し、左に通信す。

発信三個 森より 新井、権藤、以上東京 自宅宛

渡辺新郎来訪、箱田、中島も帰宿し、打合をなしたり

予は、木挽町に到り、藤氏へ建議書按草稿及び説明書等携帯せしもの示したるに、一日も速に請願書を整頓せしめ上申せられたしとの事故、帰宿し中島一同請願書の草稿等にて、午後十二時廿分迄夜業をなしたり。（請願書は其後諸氏の意見ありて、大成社の手にて再三訂正整理す。）

同年一月十七日 晴天

午前七時廿分、中島は、井上氏訪問の為三田の邸へ向け出車す。

箱田は、藤氏方に向立出たり。予は、願書整理なし居たるに、中島、帰宿（18丁裏）し、井上氏交渉の結果を報じ、再び宿を出車せり。

後ち藤氏の書生（筑前人）讚井泰太郎君来館し來り、來る十九日午

後四時、芝紅葉館へ藤氏の名義にて貴顕^{キケン}紳士招待の案内状を認め發送し置き事、貴下の指揮を受け手続をなすべしと。依て讚井一同案内状を認め、都合十五個を発信す。夫より願書の整理に、午後九時迄夜業をなしたり。

発信三個 森より 田代百太郎、秦甚五郎外名宛
午後九時廿分、中島帰宿す。

同年一月十八日 晴天

中島は、麴町区飯田町飯田館へ向け出車す（本会の活動にあらず）。藤氏の電話により、予は請願書を携帯し、木挽町に到り、藤氏へ願書を差し出したるに、氏之を一覧し、願書は予より両院へ進達し置べきにより、貴下等は今より諸方運動せられたしとの事故、同家より箱田へ電話し、同人の來車を待ち、一同築地二丁目、鳥越貞敏氏を訪問せしに、他（19丁表）出せられし故、執事へ面会し、国庫補助請願に付、提出者の承認を得度事を依頼し、同邸を立出て、貴族院に到り、渡辺男爵の出院有無を問ひたるに、本日は委員会にて、他は出院なき旨答らる。依て霞町に到り、男爵に面会し、鳥越氏提出者に承認方交渉中との事、亦貴族院へ差出す請願書の紹介を請求せしに、心能く承認せられ、種々注意せらるる処あり。尚、壬生伯爵へ提出者に相談し置きたる故、卿等より一応挨拶せられたしとの事故、謝意を述、同邸を辞し、箱田は請願書提出の為再び貴族院へ向ふ。予は壬生伯爵訪問に各出車す。

予、箱田、前後帰宿し、箱田の話しに、願人職業年齢記載せざる故、

受理し難し、と却下せられたりとの事に躊躇せしも難捨置、左に打電す。

願人生年月日直送

森 追遠会本部宛

職業、生年月日は、別に調査せしものありし故、直に記入なしたり。午後六時十分、中島も帰宿せし故、一同市街を散歩し、後、玉乃井夜席に入り、

(19丁裏)

午後十時廿分、帰宿す。

同年一月十九日 晴天

午前七時、予、箱田一同、築地に到り、鳥越氏を訪ひしも、未だ眼覚なき故、執事に面会し、願書を差出、後刻伺ふべき旨を述、茲を立出て、直に藤氏方に到りたるに、同氏は今予等へ電話せりと。就て請願書の文面を大成社へ加除為致、其全文を印刷し、貴衆両院議員へ配布の準備ありたし、亦、大三輪氏着京あらば、直に訪問の事等注意し、今より印刷下書き及願書へ職業年齢記入速達せしめ、印刷下書の一部は、本日紅葉館の宴席へ、一部は印刷所へ送付せられたしと。予は讚井一同、宿に來り、直に執務をなす。箱田、帰宿し、鳥越氏方へ到りたるに、執事の話しに、主人貞敏事本建議按は大に賛成す。依て提出者たる事承諾せし旨を答え置べしと申残し他出せり、との談を得、大に安心なしたり。

(20丁表)

願書一葉は、鳥森二番地、興雲閣印刷人へ交付し、一葉は芝紅葉館

藤氏へ送付し、本日は三名とも多忙なり。

中島は、千家氏及二条公爵を訪問なしたりと報ず。

発信三個 森より 藤氏、渡辺男爵、憲政党本部首藤氏宛

招待案内状写左に。

拝啓、殿空之候、倍御清穆奉慶賀候。陳者前大臣総務委員幹事諸君の御会合を請ひ、緩々御高語を拝聴し、小妾相開度候間、明後十九日午後四時、芝紅葉館へ御來臨被成下度、御繁忙中御迷惑とは存候得共、万障御繰合御來光の程、伏て奉懇願候也。

一月十七日

藤 金 作

尚々御差支の為御欠席多数に相成候ては、誠に残念に御座候に付、翌日に繰延可申候間、乍御面倒御執事より、別紙葉書に御差支の有無、且御繰合の日時御一報奉希候。

板垣伯 松田政久 林有造 星 亨 末松男 片岡謙吉

(20丁裏) 外九名

本日、渡辺男爵との応答文写左に。

謹啓、昨日入貴覽候請願書は、直ちに進達仕候処、年齢記載せざる為め受理無之。依て本日記入し、明廿日提出可致心得に御座候。且亦鳥越貞敏氏へは、建議按提出者たる事、御承諾相成居候間、御了知被為下、毎事閣下の御賢慮を以て、可然御執成の程、奉伏願候也。

一月十九日 追遠会幹事 森 禎二郎

男爵渡辺 清殿 閣下

追伸、請願書全文摺物に為致、衆議院えは該摺物に、藤外名名の

添書を付し、各議員閣下へ配付の筈に御座候間、貴族院に於ても必要と認められ候得ば、閣下及鳥越氏よりの添付草稿御下付被成下候はば、一同印刷為致度、御賢慮奉候也。

右、回答文左に。

尊書拝誦、御紙面の趣、一々敬承仕候。扱御請願書摺物を貴族院議（21丁表）員中へ御配付の事は其義に及間敷と奉存候。貴族院中には反対者格別無之様見込申候故、其見込にて可然と奉存候。頓首

一月十九日 清

森 禎二郎殿 （院内にて自書回答）

藤氏の電話に接し、予は木挽町に到り、同氏面会せしに、請願書文章添削の件、及紅葉館へ招待懇親の結果、建議按賛成者決定せりと、運動の方針等打合帰宿せしに、午後十二時を報ず。

同年一月二十日 晴天

午前八時十分、予、中島一同、宿を出車し、中島は飯田館に、予は牛込市ヶ谷権藤氏を訪ひ、夫より麻布赤阪に涉り、議員を訪問帰宿なしたり。箱田居残たるに、藤氏来訪し、願書は今尠し、文章添削すべき処ありて持行れたり。談話中、讚井は願書加除済のものを持来り、之を浄書中、藤氏再度来訪、諸事打合後、氏の話しに、本日平岡君も提（21丁裏）出者たる事承諾せしにより、最早充分院議通過見込立てりとの事に、一同大に喜びたり。藤氏出立後、予は同氏と電話にて打合をなしたり。中島は午後十時廿分帰宿す。

同年一月廿一日 晴天

午前七時卅分、三名一同、藤氏と打合の為、木挽町へ行掛たる途中にて、同氏と出会せしに、請願書の整理をなし、午前十時迄に憲政党本部に差出さるれば、両院とも予之を提出すべしとの事故、予、箱田は直に帰宿し、中島は例の通、私用の為其俣他へ出車す。

頃日、建議按附議に際し、藤氏は素より予等に於ても非常の多忙なるにも不拘、中島宮司は囲碁を好み、初段以上の技倆あるにより、日々囲碁に遊び、本業は打忘れたるもの如し。如斯無責任なる故、宮司の更迭、弥必要を感じたり。

予は、讚井へ電話し、請願書及摺物等、議院に配付準備中、讚井も来加、（22丁表）一同整理をなし、願書其他の書類を取揃へ、讚井をして憲政党本部藤氏へ引渡し間もなく讚井帰宿せし故、一同、請願書写其他の摺物等、議員別に郵送方の整理、到底少人数にては行届かざる故、予は芝浜館へ電話し、渡辺新郎君へ手伝方依頼せしに、間もなく来加し、一同執務し、午後七時卅分迄に三百個の郵便物発送し終り、安心し居たる折節、藤氏も来車し、本日、谷議員へ発信し終りたりと聞き、氏は大に喜び、総て運動事は鋭敏の働せざれば何事もなし能はずと、此多忙なる秋に際し、中島の姿を見ず、毎日何れを運動しつつある哉との事に、予は体よく答置たり。氏は尚、此摺物を明日、貴族院議員某々の諸氏を訪問し差出れたしと種々注意立出らる。

本日発着信書 発信三百五個 請願書写及添書摺物 藤、森、箱田三名より、衆議院議員諸氏、追遠会本部其他宛 着信二個 田代

百太郎より森宛 讓原甚五郎より箱田宛。

予は、昨日来、非常の運動且事務多忙の為、労働烈敷疝氣に当られ、腰痛（22丁裏）手強く、立居自由ならざるも、休業し能はず、之れが為、大に困難せり。

中島は、午後十時廿分帰宿す。

請願書写左に。

官幣大社香椎宮一千七百年大祭に付請願

福岡県糟屋郡香椎村秦喜作外三百五十一名謹で一書を具し衆議院議長片岡健吉殿閣下に請願す。

本請願の要旨は、官幣大社香椎宮一千七百年大祭に付復旧改築に要する費途中に国庫より若干の補助を下附せられんことを請ふに在り。其理由の大略を左に開陳す。

福岡県糟屋郡香椎村に鎮座する官幣大社香椎宮は、

（23丁表）

神功皇后を鎮祭する所其撰社たる古宮、

仲哀天皇を鎮祭する所たり而して其境内は即ち、

仲哀天皇、熊襲御征討の時及び

神功皇后（后？脱）、三韓御征伐の時、大本宮を置かせ給ひ并に

同御凱旋の地なり。謹で社殿及国史を按ずるに、

神功皇后親ら神祠を建て給ひ、

天皇の神靈を祭り、又三韓より御凱旋の際親ら用ひ給ひし所の劍

鉾杖の三器を此処に埋め、長く御魂を此地に留め国家を鎮護すべ

しと宜り給へり。是を以て

元正天皇の養老七年に至り、御勅裁を以て広く九州に課役を徴し、神廟を造営せしめられ給ひき。爾来本殿并南大門廻廊玉垣等を始め、撰祠末社に至るまで頗る壮宏にして、常時奉幣を捧げ給ひ、又御歴代

天皇御即位の時、若くは国家兵事あるに方ては、必ず勅使を遣はし給へり。特に当宮炎上の時には、五日の廢朝を仰せ出されし等、其歴代帝室に於て御尊崇の厚きこと、実に伊勢大廟に亜ぐ（23丁裏）所たりしなり。然るに足利氏の末路に至り、式典興廢し遂に天正十四年の兵燹に罹りて悉く灰燼に帰せり。天正十五年小早川隆景の本国を領するや、本殿拜殿を旧形十分の一に再建し続て黒田家本国を領するに至り、時々修繕を加へ多少の増築を為し、明治維新に至り官幣大社に列せられ、年中の祭典及保存の方法等を設けられたりと雖ども、然れども多数建物固より未だ旧觀に復せず、現今猶礎石のみを存するもの亦た多し。

本年は右、

仲哀天皇の御崩御、

神功皇后の御凱旋及び

応神天皇御降誕より何れも一千七百年に相当するを以て、某等氏子の有志者相議り追遠会なるものを創立し、本年四五月の候に於て一大祭典を執行せんとす。而して此大祭を期として右（24丁表）荒廢の古宮を改築し、及南大門、樓門、廻廊、玉垣等を再

興し、以て官幣大社たるの御莊嚴を保たせ給はんことを期す。

抑も追遠会の本旨たるや、本社は前陳の如く無前の功德を立て給ひ、而して全国中他に御鎮坐あらせ給ふことなき

神功皇后の御社殿にして、其境内も亦天下無比の旧跡なるにも拘はらず、現状如此くなるは実に某等の恐惶に堪へざる所にして、此に参拝せらるるもの皆之を遺憾とし、又復旧建築の奨励を受くること屢なるを以て、乃ち自ら奮て之に任ぜんことを期せり。然りと雖とも之に要する金額は頗る多くして、募金寄附金のみを以て支弁する能はず。依て政府に於ても特別の御詮議を以て国庫より相当の補助金御下附相成り、本会の企図をして速に竣功せしめられんことを希望の至に堪へず。

恐惶謹白

（24丁裏）

右謹で請願仕候也。

明治三十二年一月十八日

福岡県筑前国糟屋郡香椎村大字下原二百四十二番地

平民農 秦喜作外三百五拾一名

右惣代 田代百太郎

森 禎二郎

箱田与三郎

衆議院議長片岡健吉殿

拜啓益御清穆奉泰賀候陳者 福岡県糟屋郡香椎村鎮坐

官幣大社香椎宮は、御詳知の如く著名なる神社に有之。本年は恰

も一千七百年祭に相当するを以て、其大祭を挙行すると同時に、其復旧改築を計り、別紙請願書の通、秦喜作外三百五十一名の者より同社に向て、若干の補助金下附せられんことを、貴衆両院へ請（25丁表）願致候。就ては、御多忙中恐入候得共、同請願書御熟覽被下、願意貫徹仕候様御配慮被成下度、小生より一書相添、此段得貴意候也。

草々頓首

平岡浩太郎

明治三十二年一月十八日

藤 金 作

多田作兵衛

衆議院議員 殿

追伸、本文中述候請願に付、今般衆議院に建議案提出の筈に付、是亦御賛成被下度、予め及御依頼候也。

同年一月廿二日 晴天

午前七時四十分、藤氏より電話ありしも、予は腰痛に付、箱田へ訪問を託したり。

富士神社宮司高山氏の電話に、今より訪問の筈故、中島氏へ在宿を乞も、中島は承知の旨を答へ、間なく同氏来訪せらる。是は他用なり。

（25丁裏）

箱田、帰宿しての話しに、藤氏一同、築地鳥越氏を訪ひしに、同氏

も心能く請願を容れ、充分尽力すべしと。夫より木挽町一丁目、大三輪長兵衛を訪たるに、同氏は本按に最も賛成せられ、氏は曩に会余録高麗古碑建設に関し、大に尽す処あり。井上伯大蔵大臣たりし時、之を議りた(る 脱?)に、外交上云々により止められ、遺憾ながら、荏苒今日迄打過たりしに、香椎宮追遠会をして大本營地に之を建設する事は最も適当なり。掛る好時宜到来し、予の志しを達するも近きにあらんと喜び、左の電報の発信を托しられたりとの事を聞、漸次賛助者増加し、不日院議の通過を見るに至らんと、一同喜び居たるに、高山君も神職の事とて大に同情を表し、同氏立出たり。

中島、予、箱田三名一同、宿を立出て、馬鉄にて目鏡橋に到り散歩しつつ、麴町区飯田町某活版所(中島友人)へ立寄り、印刷代金割引を交渉し、茲を立出て、中島は、飯田館へ、予、箱田は靖国神社へ参詣し、夫より平岡(26丁表)氏、其他議員訪問し、午後五時四十分帰宿なしたり。

予は木挽町に到り、藤氏と談話中、榎矢野氏来加に付、予は建議按に対し尽力せられん事依頼せしに、同氏の答に憲政党の議員に反対する者なし、安心せられたしと、同氏は間なく立出らる。余は藤氏と諸事打合、午後九時卅分、帰宿せしに、中島も間なく帰宿なしたり。

会 余 録 直 送レ 在京大三輪ヨリ 箱崎、草津磯夫宛
同年一月廿三日 晴天

予は、今日の勢ひなれば必ず両院とも通過の見込立たる故、内務省

へ国庫補助金御下賜願に改築工事設計予算調査し置ざれば、本期議会に政府より予算按提出の間に合ず、現今の予算にては壹万円以上の補助金申請しがたく、尠なくとも三拾万円位の設計に変更致度、中島へ相談せしに、同人の答に、斯波局長の内意もあれば、現今の予算尠しも変更せざる方針なりと、宿立出たり。

(26丁裏)

予は、中島、箱田に秘し 香椎宮復旧改築の個所及石階段、石垣、石張、神苑公園、旧蹟地、道路改築の個所図面を添付し、用地買収代金、石材代金、其他一々無洩記載し、土地は字図反別其他詳細調査し、遅くも二月五日を期し送付相成度旨、木下祢宜及秦省三苑照会なしたり。 書留一個 木下、秦宛

午後一時、予、箱田は、宿を発し、霞町渡辺男爵を訪問し、親しく打合をなし、帰路愛宕宮に参詣し、夫より増上寺院内及芝公園を散歩しつつ、烏森町筑波館に立寄たるに、宮崎大祭会上京委員一兩名、茲に止宿せし故、同人等へ面会し、同会の模様を聞たるに、幸ひ院議通過せし故、国庫補助御下賜願、設計予算調製中にて、書記官、宮司以下八名委員滞京し、目下九州倶楽部内を事務所に充たり。亦、寄附金募集も兼行せり云々との話を聞、茲を辞し帰宿す。

三名一同、京橋区京華日報社に到り、小林氏を訪たるも、既に退社後に付、日吉町の女浄瑠璃夜席に入、午後十時卅分、帰宿す。

(27丁表) 同年一月廿四日 晴天

午前八時、中島は宿を立出たり。 私用。

予は、藤氏へ電話し、在宿の有無問ひしに、今、讚井、御宿に差出たる故、打合られたしと。間なく同人来宿し、左の文を葉書に認め置、議事日程に登る前日、議員へ到着の見込を以て發送せられたし。亦、印刷物は之を能く一見する者なき故、必ず葉書ありたしと。依て讚井は、直々之に従事せしめたり。 照会文左に。

時下嚴冬之候、益御清福為国家御尽瘁之段、奉敬賀候。扱明日之（朱書 第何号） 官幣大社香椎宮建議按は、兼て陳情仕候通り、特別の功績ある神社に付、何卒無異議可決相成候様御尽力仰度、此段特に御依頼申上候也。

平岡浩太郎
藤 金 作
一月廿日

衆議院議員 殿
多田作兵衛
大三輪兵衛

（27丁裏）

渡辺新郎君に電話し、葉書の筆耕を委託せしに、宿にて認むべしとの事故、熊夫を以て葉書其他持せつかはしたり。後、檀氏来訪し、貴下等は日々運動烈敷、本日寸暇あらば、保養の為、浴場に来館ありたし。箱田君は、今朝来館せりと。依て一同打連れ、芝浜館に到り、久振品川湾の眺望をなし居たるに、小柳四郎氏（東京市名望家なりと）来加せられ、一同一酌を汲み、箱田一同帰宿す。

藤氏の電話に、木挽町三月亭迄来車あれとの事故、箱田一同々亭に到りたるに、藤氏の話しに、建議按提出者は（進歩流の人は）平岡、

許斐の両氏、（中立流は）大三輪氏（無自由流は）予と多田、都合五名提出者に承諾を得たり。賛成者も本日まで五六十名の承諾あり。亦、二条公爵は、香椎宮へ御縁故あるかに聞たり。果して然るときは其理由、宮司より申立、貴族院の按に提出者たる事、御承認を乞たし。中島宮司は日何をなし居るか、大に立腹せらる。種々打合帰宿せしに、多田氏来訪の（28丁表）よしにて、名刺を残されたりと聞し故、下婢に命じ来訪のよしなるも他出中失礼を謝する旨電話なさしめたり。

中島は、午後十時五分帰宿す。
着信三個 木下、後藤外より 中島宛二 箱田宛一
同年一月廿五日 積雪 尺以上

午前八時廿分、中島は、二条公爵へ向け出車す。
平岡氏書生戸次讓吉君来訪に付、葉書の筆耕を委託し、讚井一同、終日之に従事せしめたり。午前十一時、中島も帰宿せり。

藤氏の電話により、箱田を木挽町に到らしめたるに、間なく帰宿し、建議按摺物出来せし故、地方に送付せられたしと。依て左に發送す。

電報一 森、箱田より 追遠会本部宛
第一種八個 建議按并請願書在中 福岡県知事 糟屋郡役所 追遠会本部両村長 其他

（28丁裏）

建議按写左に。

明治三十二年一月二十三日提出

衆第 三十二号

建議 按

明治三十二年一月廿三日

提出者

藤 金 作 平岡浩太郎 多田作兵衛 許斐 鷹助

大三輪長兵衛

賛成者

大石 正巳 大東義徹 島田 三郎 恒松隆慶 松田 政久

大岡 育造 田口卯吉 大野龜三郎 井上角五郎 柁矢野半弥

坂東勘五郎 重野薰五郎 鈴木儀右工門 戸狩権之助 三橋四郎

次 長坂重孝 大隈英磨 佐々木正蔵 山本貴三郎 杉田 定一

中田 弥平 大津淳一郎 松岡長春 野尻岩次郎 野間五造

(29丁表)

堀田連太郎 望月長夫 武市 彰一 須藤喜一郎 早川竜介 関

信之助 浅田次郎 塩田忠右工門 田中正蔵 有村 連 佐藤

通代 横山通英 津野 常 小林乾一郎 宮崎栄治

草刈武八郎 永江純一 野田卯太郎 広瀬 貞文 斉藤卯八

臼井 哲夫 中野広太郎 河口喜之助 朝倉 親為 小田為綱

小崎 茂明 利光鶴松 田村順之助 重野謙次郎 稲垣 示

伊藤 徳三 山内吉郎兵衛 古谷 新作 内藤 守三 新井幸吉

官幣大社香椎宮追遠会ハ本年春期ヲ以テ

仲哀天皇 神靈御鎮坐及

神功皇后 三韓征服御凱旋竝

応神天皇 御降誕ノ一千七百年大祭ヲ举行シ、併セテ中世ヨリ

荒廢ニ委シタル諸建物ヲ復旧シ、

(29丁裏)

仲哀天皇 ノ御神殿ヲ改築シ、三韓御征服ノ御靈跡ヲ永遠ニ保存

セントスルモノニシテ、上下協力以テ其成功ヲ援クベキノ一大盛挙

ナリトス。政府ハ宜シク相当ノ補助金ヲ同会ニ交付シ、其目的ヲ達

セシムベシ。

依テ茲ニ之ヲ建議ス。

理由

福岡県糟屋郡香椎村鎮坐官幣大社香椎宮ハ、

神功皇后 ヲ祭祀シ、其撰社タル古宮ハ即チ

仲哀天皇 ヲ奉祀スル所ナリ。而シテ其地ハ、

仲哀天皇 熊襲御征伐及

神功皇后 三韓御征伐当時ノ大本營ニシテ、天下無比ノ古蹟タリ。

元正天皇 養老七年、勅裁ヲ以テ役ヲ九州ニ課シ、神廟ヲ造営セ

シメラレ、拜殿南大門廻廊玉垣等ヲ始メ撰末社ニ至ルマデ輪奐

(30丁表) ノ美ヲ尽シタリシ。然ルニ天正十四年、兵燹ニ罹

リ、社殿其他諸建物悉ク烏有二帰セリ。翌年小早川隆景本國ヲ

領スルニ当リ、神殿拜殿ヲ再築セシモ、纔カニ旧形ヲ十分ノ一

ニ過ギズ。以テ現今ニ至レリ。香椎宮追遠会ハ本年四五月ノ候

ニ於テ其一千七百年紀念大祭ヲ举行シ、併セテ廢絶ノ建物即チ
玉垣、南大門、樓門、廻廊等ヲ再興シ、其撰社

仲哀天皇 ノ神殿等ヲモ改造シ、

仲哀

神功

応神 諸天皇ノ允文允武ナル御盛徳、海外御親征無比ノ御功烈ヲ崇

仰シ、国民ヲシテ愈々奉公義勇ノ心ヲ振起セシメントスル者ナ

リ。此大祭举行ニ対シ国庫ヨリ相当ノ補助ヲ交付シ、以テ其

目的ヲ達セシムルハ、国家ノ欽典ヲ裨補シ、国民忠愛ノ氣象ヲ

作（30丁裏）興スルニ於テ、政府当サニ尽スベキ任務ナリト

信ズ。是レ此ニ建議ヲ為ス所以ナリ。

同年一月廿六日 晴天

午前七時四十分、中島は麴町へ向け出車せり。

藤氏の電話に接し、予は朝飯前、木挽町に到り、同氏と会見し、葉

書発送の時宜、高麗古碑の訳文、新聞記者交渉の件、其他諸事打合

帰宿し、直に飯田館、中島へ電話せしに、間もなく帰宿せし故、諸

事打合中、藤氏の電話に、大三輪氏へ面話に違なく他出せりと。

京華日報社員小林守道氏（京橋区新魚町住居）来訪に付、交渉の結

果、本会の記事、各新聞社の交渉を委託する事に契約なしたり。

塚田菅彦氏（中島知人）来訪し、中島一同宿を立出たり。

午後四時五十分、小林守道君、再度来訪、記事掲載運動費等交渉し

立（31丁表）出たり。

午後七時、予、箱田一同、銀座通散歩しつつありしに、中島に出逢

ひ、夫より三名一同、新魚町小林氏を訪ひ、日吉町辺散歩しつつ、

午後十時四十分、帰宿なしたり。本日発着通信左に。

電報一個 秦省三より 森宛 着信二個 森、芳崎村龍二郎より

森宛

発信一個 森禎二郎発 本部詰 秦省三宛

同年一月廿七日 晴天

藤氏在宿の有無電話せしに、在宿せりと。依て中島は、同方へ向け

立出たり。高山氏来訪、續て讚井来加し、葉書認方に従事す。

中島帰宿し、高山氏一同、立出たり。小林氏再度来訪、新聞記事

原稿の件、立会、草稿立出たり。讚井は貳百葉の葉書を認めたり、

午後四時立去りたり。

予は、芝浜館、新郎へ電話し、葉書の催促をなしたるに、同人携帶

し来（31丁裏）りしも、表面宛名記載せず、其俣立去りたり。

夕飯後、予、箱田一同、木挽町に到り、藤氏を訪たるも、来訪者多

き故、下婢へ明朝伺ふべき旨を申残し帰宿せしに、間なく中島も立

帰たり。

発信九個 上京委員より 氏子、区長他宛 同上一個 森より

自宅宛

同年一月廿八日 晴天

午前八時廿分、中島は貴族院へ、箱田は藤氏へ向、一同立出たり。

小林氏来訪、香椎宮の記事掲載しある京華日報五十葉と、他の新聞紙二葉宛携帯し来り。予、之を受取、同人立出たり。

本日、香椎宮云々掲載せし新聞紙左に。

国民新聞六頁 人民新聞五頁 朝日新聞七頁 日本新聞五頁

京華日報五頁 萬朝報五頁 各一月廿八日雜報欄記事

京華日報記事写左に。

香椎宮追遠会 福岡県下官幣大社香椎宮は、仲哀天皇、神功皇后、応神天皇を祀り、其他は熊襲征伐三韓征討の時（32丁表）大本營地を置かれし天下無比の靈地にして、元正天皇養老七年、神功の託宣に抛り、役を九州に課し始めて神殿を造営せられ、爾來千百年間、伊勢の祖廟に次いで重せられたり。然るに天正十四年兵燹の襲ふ所となり烏有に歸し、同十五年国主小早川隆景再建の事ありたれど、亦旧觀に比す可くもあらず、以て今日に至る。追遠会は此殿宇を再建し以て神威の赫耀を計らんが為め、同地方の有志者に依て組織され、本年は仲哀天皇の登遷、神功の凱旋、応神の降誕より算して共に千七百年に當るを以て、一大盛典を挙げこれと同時に資材海内敬神家に集め、大に神殿を造営せんと兼て企画しつゝありしが、一步を進め国庫より造営費中へ若干の補助金を受けんと乃の事に決し、国会議員及委員数名は過般来上京し、一面は右に関する請願書を貴衆両院に提出し、一面は熱心に奔走し之が通過に尽力中なりと云ふ。

他の新聞記事も大同小異に付、茲に省略す。

箱田は、讚井一同、木挽町より帰宿せし故、讚井は、葉書表書認方に従事せしめ、予等は、新聞紙郵送、其他事務整理中々島も帰宿し、同人の話しに、過刻貴族院に於て渡辺男爵に面会せしに、同院建議按は、来（32丁裏）る三十一日議事日程に上りたりと。亦、出議者は、伯爵壬生基修、男爵渡辺清、鳥越貞敏の三士なりと聞き、斯く貴族院の速に運びたるは予想外なりと、一同喜びたり。又、衆議院も、同日の日程に上りたるは寓然にあらざるなり。本日、発信左に。

新聞紙五十二葉 上京委員より 本部及氏子、各所郡衙郡内福岡市有志者宛

発信一個 同上より 岡部元官司宛

中島他出す。後、下婢来り、藤様の電話に、御三方とも午後六時、帝国ホテルへ入らせられたしと告ぐ。予は、事務整理しつつありしに、中島も帰宿せし故、三名一同、午後五時廿分、宿を立出てホテルに到り、藤氏に逢たるに、本日爰に招きしは、貴衆両院とも来る廿一日の議事日程に上り、先好結果にて御互の満足之に過ず、畢竟、貴下等日夜熱心奔走運動の結果に外ならず。依て慰勞と併て大三輪、多田両氏も招待し、将来の方針等打合せたしとの話中、多田氏も來加（大三（33丁表）輪氏は、差支の旨談話にて断り来る。）以上五名、食堂に到り、西洋料理にて洋酒を傾けつつ、将来運動方針等親しく打合をなし、午後八時廿分、散会、帰宿し、中島は高麗古碑積文印刷の下調をなす。余は左に発信す。

発信二個 森より 本部及権藤宛

附記 着京の砌り、渡辺氏の憂慮と多田氏、其他代議士類例説を恐れ躊躇する人多かりしに反し、今日は天下無比の靈地なる事、貴衆両院議員に貫徹し、敢て反対を唱ふる人なきに至りたるは、御威徳の然らしむる処と、併て諸士尽力の結果に外ならず。若し通過せざるも、天下無比の神靈地たる事、善く万民に知らしめたる一事にて、皇神の為慶賀の至りに堪へざるに、既に通過の見込立ちて、我々委員の満足、之に過るものなしとす。

同年一月廿九日 雨天

本日東京日日新聞に掲載しあるもの、香椎宮追遠会に対する国（33丁裏）庫補助建議案云々と題し左に掲載す。

一月廿一日、貴族院議事日程第一号より第四号迄茲に略す。

第五、官幣大社香椎宮追遠会に対する国庫補助の件 建議案伯爵壬生基修外二名。

衆議院議事日程 第一号より第廿号左に。

第廿号 建議案 藤金作君外四名提出

香椎宮追遠会国庫補助の建議 案、昨日、伯爵壬生基修氏より貴族院に提出せられ、明後日の日程に上りたる同建議案の全文左の如し。

建議案前文は、別に記載しあれば、爰に省略す。

中島は、許斐氏を訪ひ、飯田館へ到り、他へ転づれば、行先は飯田館へ申残し置べしと云ひ、宿を立出たり。

（34丁表）

予、箱田は、宿を出車し、紀尾井町に到り、平岡氏を訪ひ、夫より赤坂区表町四丁目に到り、山本貴三郎氏を訪ひ、芝区琴平町信濃屋に到り、永江、野田の両氏を訪ひ、親しく本会に対し尽瘁せられん事を依頼し、南佐久間町信濃屋に転じ、多田、征矢野両氏に面会し、直に帰宿なしたり。本日は、訪問者諸氏が宿にて好都合なり。

戸次、新郎両氏来訪せり。午後四時、藤氏来宿に付、本日運動の結果を報じたるに、同氏も大に喜ばれ、最早運動の手を尽したり。就て葉書發送の件、会余録及同積文、議院各部に配付の準備等打合、同氏出立、續て戸次、新郎も立出たり。午後七時、中島よりの電話に、郷里より訪問客の為め、当館へ止宿すと申越したり。

着信二個 追遠会本部及田代百太郎より 森苑 発信一個 森より 本部宛

東京日日新聞紙三個 委員より 追遠会本部宛

同年一月三十日 晴天 孝明天皇祭

（34丁裏）

午前八時、大三輪氏の電話に、中島君と会見を急ぐとの事故、今他出中に付、呼返し伺はずべしと答、直に飯田館に電話せしに、中島来館せられざるとの返話に接す。

予、箱田は、明日、両院の議事日程に上りたる故、諸準備中、午後十二時廿分、神田区表神保町強雲堂より、高麗古碑積文摺物持来りし故、之を受領せし折節、多田氏の書翰に接し、箱田は信濃屋に到

りに、同氏、征矢野とも他出なりと、箱田立帰たり。

大三輪氏より再度の電話により、飯田館を尋ねしも、中島来館なしと、藤氏より、今、山月迄来車を待つと。依て箱田一同、山月に到り、藤氏と会せしに、建議案提出の理由説明は、大三輪君に託したる故、中島を同氏方へ差出れたし。亦、摺物は、貴衆両院とも各九部に分ち、凡參拾葉宛一綴とし、配付の便を計られたしと。予は茲を立出て、木挽町一丁目に到り、大三輪氏に就き打合後、氏の話しに明日演説云々、及(35丁表)高麗古碑実地視察せし事より、該婢の模擬を 香椎宮大本营地へ建設の事等、長時間に渉り談話せられたり。予は茲を辞し帰宿せしに、中島立帰たる故、直に大三輪氏を伺せたり。

予、箱田は、曾て認め置たる參百葉の葉書投函せしめ、摺物区分其他諸準備等、非常の多忙にて夜業をなし、整理を終りたるに、中島も立帰たり。

午後九時四十分、渡辺、檀氏外二名来訪、檀氏妻君、今夕午後十時廿分にて着京云々との事故、予、中島、箱田、諸氏一同、停車場に出迎ひたるも、下車せられず。或は品川に下車せし哉と諸氏引き返されたり。予等帰宿し、午前十二時廿分、床に就きたり。

同年一月三十一日 晴天 建議案両院の日程に上りたる吉日也。

午前七時廿分、中島は、霞町渡辺男爵を訪ひ、直に貴族院に到り、院内にて出会せん事を打合、出車す。

(35丁裏)

藤氏の電話により、箱田は木挽町に到り間なく帰宿せし故、午前九時十五分、箱田一同、貴族院に到り、中島へ出會し。渡辺氏より傍聴券を受け、通用門に廻り入院し、間もなく守衛の案内にて傍聴席に就きたり。本日傍聴の概況は、左の新聞紙の記事等を茲に臚す。

京華日報二月一日記事 貴族院議事の欄

第五 官幣大社香椎宮追遠会に対する国庫補助の建議案に移るや渡辺男爵登壇して建議案の趣旨を説明し始めたが、時正午、倦色議場に溢れたる折柄とて、ちらほら退場するものあるに浮足立つたる議場は早や一足も踏耐得ず、総崩となりて退場し、出席定員を欠きたる以て、已なく中止し、午後〇時十五分散会せりと。附記 渡辺男の演説長き故、議長より再三簡単々と注意せられしも、同男は官報にも掲載すればとて充分建議の趣意述べられたる故、本日決議に到らず散会せらる。

(36丁表)

渡辺男爵の演説筆記官報に掲載しある故、爰に略す。

待ちに待ちたる第五号議案は、前記の如く決議に到らず散会せしは、遺憾なりとす。同院にて一同、洋食をなし、直に衆議院に到り、傍聴券は多田氏より受け入院せしは、午後十二時四十分なり。本院傍聴の結果、前記新聞記事の続き左に。

香椎宮追遠会国庫補助に関する建議案

は提出者大三輪長兵衛氏登壇し、本年春季に挙行さるる官幣大社は香椎宮追遠会は、中世より荒廢に委したる三韓御征服の靈跡を永

遠に保存せんとせるものにして、上下協力以て其成功を援くべき
一大盛挙なれば、政府は宜しく相当の補助金を国会に交付し、其
目的を達せしむべし、との趣旨を述べしに、満場一致直に可決せ
り。

（同新聞に、香椎宮追遠会補助の理由と題したる記事ありしも、
茲に之を省略す。）

（36丁裏）

議案通過すると同時に三名とも退院し、受付口に廻り、大三輪氏へ
面会を求め、今夕祝意を表する為め一宴を催したし、差支の有無を
問ひたるに、無抛差支ありとの事故、日延する事とし、退院し、中
島、箱田は、霞町渡辺男爵邸へ挨拶の為出向、予は帰宿し、直に左
に打電す。

打電三個 「シウギインイツツツウカシタ」委員より 追遠会
本部、香椎村、多々良村役場宛

中島、箱田も帰宿し来り、一同両手を挙げ、追遠会万歳を連呼、祝
意を表したる折節、藤氏の電話に、本日無事通過し、御目出度、就
て三名とも来駕を待つとの事故、追て伺ふべき旨を答ふ折、小林守
道氏来訪し祝意を表しらる。同氏へ衆議院議員に感謝状葉書印刷及
発送等注文なしたり。後三名一同、木挽町に到り、藤氏に会し、本
日無異通過せしは、偏に閣下尽力の結果に外ならずと謝意を述たる
に、同氏の話しに、御奔走、運動の功を頭はしたる故、一同而已の
祝意を

（37丁表）

高句麗古碑積文 （抄記）

惟昔始祖鄒年王之創基也出自北扶余天帝之子母河伯句女郎剖卵降出
生子云々至十七世孫國岡士広開土境平安好大王二九登祚号为永樂太
王恩沢□于皇天威武抑被四海掃除□□庶寧其業國富民殷五穀豐熟昊
天不吊世有九宴駕棄國以庚寅年九月廿九日乙酉遷就山陵於是立碑銘
記勲績以永後世焉（以上第一段碑ヲ建ツル綱領ヲ挙ク） 永樂五年
（歲） 在乙未王以碑麗不息□又躬率往討叵富山云々遊觀土境田獵而
還百殘新羅旧是属民由來朝貢而倭以辛卯年來渡海破百殘□□新羅以
爲臣民 以六年丙申王躬率水軍討利殘國云々凡所攻破城六十四村
一千四百（以上第二段好太王以下ハ守墓人ノ烟ノ武功ヲ歴叙ス 戸
等ヲ規定セリ）又制守墓之人自今以後不得更相転売唯有富足之者亦
不得擅買其有違令売者刑之買者制令守墓園

（前書高句麗碑ハ清國盛京省懷仁県ノ洞溝ニ在リ。鴨緑江ノ上流九
連城ヨリ凡ソ我ガ百六十余里ニシテ此江ノ北辺ニアリ。

土人ノ言ニ曰ク、此碑石地中ニ埋没シ、三百余年前ヨリ漸ク現出
セルヲ、先年人アリ天津ヨリ工夫四名ヲ雇ヒ掘リ出シ、二ヶ年ヲ
費シテ稍ク其文字ヲ解スルニ至レリト云フ。現今堀（37丁裏）
リ出シタルモノ、高サ一丈八尺前後、広サ五尺六七寸、両側四尺
四五寸ニシテ、土中ニ埋没セルモノ尚幾尺ナルヲ知ラズ。南ヲ面
ニシ北ヲ背ニシ、四面皆文字アリ。南十一行、西十行、北十三行、
東九行、每行四十一字、大略一千七百五十九字ニシテ其殘欠シテ

讀ムヘカラザルモノ百九十七字也。

碑文ニ類題及ビ年月等ナシ。文ニ拠リテ按ズルハ、第十七世好太王ノ功德ヲ頌シテ、王ノ殂シタル後三年、甲寅ノ年ニ建タルモノナラシ。蓋シ吾 神功皇后ノ御征伐ニヨリテ、臣民ノ礼ヲ取ルコト百八十年ナリシヲ、好太王ニ至リ大ニ全国ヲ統一シ疆土ヲ広メタリシヲ以テ、此ノ碑ヲ建テテ其徳ヲ頌シタルナリ。

碑文中、我ガ日本帝国ニ大關係ヲ有スルモノアリ。其ハ神功皇后ガ三韓ヲ御征伐遊バサレ、及ビ臣下ヲ止メテ鎮定セシメ給ヒシ事ヲ明記シタルモノ此ナリ。碑文中ノイハユル辛卯渡海破百殘（殘ハ濟ニ通ズ）新羅為臣民ノ数句是ナリ。辛卯ハ我ガ神功皇后ノ御宇十一ナリ。按ズルニ 神功皇后三韓ヲ征服セラルルヤ、大矢田宿祢等ヲ留メテ殘余ヲ鎮定メセシメラレシコト、国史ニ明ナリサレバ、十一年ニ至リ愈々三韓全部ヲ平定シテ、悉ク臣民トセラレシナリ。古来漢古ノ歴史ニタダ我国辺ニ寇シ聘ヲ通ズルナドトノミ書シテ、未ダ曾テ我ノ臣民トナレリト記シタルモノナシ。蓋シ国憲ヲ諱シナリ。然ルニ此ノ碑ハ三韓鼎立ノ世ニ建テ、而モ高麗人ノ手ニ成リタルヲ以テ二国ノ為ニ諱マズ。当時ノ事実ヲシテ一千六百年ノ後ニ暴白セシメシハ偶然ニ出デタリトハ雖モ、抑（38丁表）モ又我大日本帝國ノ為ニ於ケル一大慶事ナラズヤ。

前記碑文ノ幾部分ヲ抄出セシハ、 神功皇后ガ三韓ヲ征服シテ悉ク臣民ト為シ給ヒシコトヲ明了ナラシメンガ為メナリ。尚此ノ碑文ガ我帝國ノ宝典タル、古事記日本記及ビ姓名録等ノ確實ナルコトヲ

証明シタル事等ヲ知ラントセラルル人ハ、会余録ニ就キテ見ラルベシ（明治廿二年重細重協会出版）。

（38丁裏） 裏白

（39丁表）〔36丁裏から続く〕表し、夕餐を共にせんと御招せしも、時刻移り待兼失礼せりとの事故、一同立出て、帰路、牛肉店に立寄り、一酌を汲つつ祝意を表したり。

本日貴族院建議案左に。

明治三十二年一月廿八日配付

發議者 伯爵壬生基修 男爵渡辺 清 鳥越貞敏

賛成者

侯爵黒田長成 侯爵細川護成 伯爵万里小路通房

伯爵坊城俊章 伯爵大村純雄 子爵鍋島直彬 子爵平時季

子爵錦織教久 子爵岡部長職 子爵京極高典 子爵大宮以季

子爵井伊直安 子爵高木正善 子爵稻垣太祥 子爵丹羽長保

男爵本田親雄 男爵石田英吉 男爵岩村高俊 男爵長松 幹

男爵有北品之允男爵中川興長 男爵酒井忠弘 男爵紀 俊秀

男爵吉川重吉 男爵小早川四郎男爵生駒親忠 石井省一郎

（39丁裏）

久保田 讓 橋口 兼三 金井 之恭 広瀬 和育

高橋嘉惣次 松永 安彦

貴族院議長公爵近衛篤磨殿